

広川町空き家バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広川町が実施する広川町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）事業について必要な事項を定める。本事業は、広川町内の空き家の情報発信により、空き家の利活用及び流通促進を図り、空き家の発生や増加を抑制するとともに、定住人口の増加による地域の活性化につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 町内に居住を目的として建設された建物（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合した併用住宅を含む。）及びその敷地並びに附帯施設であって、現に居住する者がいないもの又は近く居住する者がいなくなる予定のものをいう。

(2) 空き家バンク 売買又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた空き家の情報を、利活用を目的とする空き家バンク利用者に対して提供する仕組みをいう。

(3) 所有者等 空き家に係る所有権又はその他の権利により当該空き家の売買又は賃貸を行うことができる者をいう。

(4) 利用者 空き家バンクに登録された情報を閲覧し、物件の内見及び契約交渉を希望する者をいう。

(運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

2 前条第3号及び第4号に定める者で、広川町暴力団排除条例（平成22年広川町条例第1号）第2条第1号及び第2号に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められ

た者は、空き家バンクへの登録申請及び利用はできない。

- 3 町長は、所有者及び利用者が前項に定める者であるかについて、警察に照会することができる。

(空き家の登録)

第4条 空き家バンクに物件情報の掲載を希望する所有者は、広川町空き家バンク物件登録申請書(様式第1号)に広川町空き家バンク掲載情報登録票(様式第2号)を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録申請があった場合は、その内容を精査し、空き家バンクへの登録が適切であると認めるときは空き家バンク物件登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録を行ったとき、又は空き家バンクへの登録が不相当であると認めるときは、空き家バンク物件登録決定(却下)通知書(様式第3号)により所有者に通知するものとする。
- 4 町長は、同条第2項の規定による登録がない空き家であっても、当該空き家の状態を総合的に判断し、空き家バンクへの登録が相当と認めるときは、所有者に対して同項による登録を勧めることができる。

(登録情報の変更)

第5条 前条第3項の規定により登録決定の通知を受けた所有者は、登録情報に変更があったときは、空き家バンク登録情報変更届(様式第4号)に変更後の内容を記載した広川町空き家バンク掲載情報登録票(様式第2号)を添えて町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更届があった場合は、登録台帳へ変更内容を反映させるとともに、登録情報変更通知書(様式第5号)により所有者に通知するものとする。

(掲載の取下げ)

第6条 町長は、登録空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクへの掲載を取り下げるものとし、掲載取下げ通知書(様式第7号)により所有者に通知するものとする。

- (1) 掲載取下げ届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 登録空き家に係る所有権等の権利に変動があったとき。
- (3) 売買契約又は賃貸借契約が成立したとき。
- (4) 申請内容の虚偽が発覚したとき。
- (5) その他町長が必要と認めるとき。

(利用者の要件について)

第7条 利用者及びその者と同じくして利用を予定する者(利用を希望する者が法人である場合は、その役員全員)は、空き家バンクにて購入又は賃借した空き家を適正に管理し、地域住民と協調できる者でなければならない。

(内見及び交渉の申込みについて)

第8条 利用者は、空き家バンク掲載物件の内見又は契約交渉を希望するときは、内見・交渉申込書(様式第8号)に本人確認書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合は、内見又は交渉の日程を調整し、内見・交渉日決定通知書(様式第9号)により所有者及び利用者へ通知するものとする。
- 3 前項の通知は、所有者に媒介契約を締結している者(以下「媒介を行う者」という。)がいる場合は、媒介を行う者に通知することができる。

(交渉結果の報告)

第9条 所有者又は媒介を行う者は、交渉に至った場合は、速やかにその結果を交渉結果報告書(様式第10号)により、町長に報告しなければならない。

(交渉への不関与)

第 10 条 町長は、所有者と利用者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約（以下、「交渉等」という。）については、直接これに関与しないものとする。

2 前項の交渉等に関する紛争、損害その他一切のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 所有者及び利用者は本事業において知り得た個人情報をその目的以外に利用してはならない。空き家バンクの利用が終了した後も同様とする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式 略